

# 検討会中間報告書とワーキングチームに おける検討を踏まえた教育内容見直し案

## I 教育カリキュラムの枠組みと 講義系科目

[議論のたたき台]

# 1. 新教育カリキュラムの枠組み(案)

## 1) 教育時間数について

- 総時間数を、現行の1,110時間から1,200時間へ拡充する。

- 精神保健福祉士に求められる役割や必要となる知識及び技術を踏まえて、実践力の高い精神保健福祉士の養成をめざした教育内容の充実を図るためには、一般養成施設の現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数を拡充し教育内容の充実を図る。

現行総時間数  
1,110時間 → 「90時間増」 → 新総時間数(案)  
1,200時間

## 2) 社会福祉士との共通科目の拡大

- 障害者福祉の基礎知識として欠かせない1科目を拡大する。

- 専門とする障害の種別に関わらず、障害者福祉に関する法制度の基礎的な理解として欠かせない「障害者に対する支援と障害者自立支援制度<sup>注</sup>」(30時間)を、新たに共通科目として盛り込むこととする。  
注)科目名については、平成21年4月時点のものである。
- 「相談援助の基盤と専門職」、「就労支援サービス」及び「更生保護制度」については、精神障害者の具体的な支援手法と不可分との観点から、教育内容の一部を専門科目の教育内容に組み入れるものとする。

### 3) 専門科目の体系について

● 現行の学問体系から、知識・技術を柱とした科目体系に見直す。

- これまでの学問体系による教育から、精神保健福祉士として必要とされる知識及び技術を柱とした科目体系による教育に見直し、共通科目の教育内容との整合性を図りながら、教育すべき内容の明確化と充実を行うこととする。
- その際、共通科目となる社会福祉士の科目群も参考として、精神保健福祉士の専門となる科目の柱を組み立て、共通科目と専門科目の全体で教育内容を網羅することとする。
- 精神保健福祉士の専門科目の構成については、精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割に関する知識・技術の教育が充実できるように、他の専門科目や演習・実習科目との関連についても考慮しながら教育内容の組み立てを行うものとする。
- これまで、専門科目で教育が行われていた内容が、一部共通科目に移行するが(障害者に対する支援と障害者自立支援制度)、専門科目の時間数を現行と同様に維持することにより、教育内容の充実を図る。

### 4) 専門教育カリキュラムの構成について

● 専門科目に、精神保健福祉士教育の中核的な科目を創設し教育効果を高める。

#### 〈専門科目の見直し〉

- 精神障害者に対する、相談援助の基礎的な知識と技術の理解に関する教育については、ソーシャルワークとして共通する教育内容と、精神保健福祉士に特有な教育内容とに分けて科目を創設して、各々の教育内容を充実させることとする。

- 精神保健福祉士教育の中核的となる、精神障害者を対象とする相談援助については、精神科病院等から地域までの相談援助の展開を、一環として教育ができるようにするとともに、さらに、それらの援助活動を支える精神科リハビリテーションの理論と一体的に教育する科目を創設して、知識・技術と理論との相互の教育効果を高めることとする。
- 近年、拡がりをみせる、精神的健康課題の理解や支援に関する教育については、現行の「精神医学」や「精神保健学」に相当する科目の中で、教育内容を充実することとする。
- 精神障害者の相談援助に係わる、各種制度や具体的なサービスについては、他の専門科目や共通科目の教育内容との整理を行いつつ、効果的な教育ができるように科目を創設することとする。

#### 〈科目群の検討〉

- 専門教育カリキュラムの構成については、科目群を参考にしつつ基本的枠組みを検討する。

#### (1) 社会福祉士(一部の内容を共通科目としている)の科目群について ※H21.4～

- 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- 「サービスに関する知識」
- 「実習・演習」

#### (2) 精神保健福祉士独自の科目群の設定について(案)

- 社会福祉士(一部の内容を共通科目としている)の科目群に、精神保健福祉士に特有とされる、精神科の医療機関における相談援助や、医療チームの一員としての役割を遂行するために必要となる知識と技術の科目群(以下の③)を加える。

### 【専門教育カリキュラムを検討する際の科目群(案)】

- ①「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ②「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ④「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ⑤「サービスに関する知識」
- ⑥「実習・演習」

## 5) 教育内容(シラバス)の示し方について

- 教育内容(シラバス)については、出題基準の中で網羅することとし、指導要領(通知)では詳細な内容までは示さないこととする。

## 6) 大学等における指定科目・基礎科目について

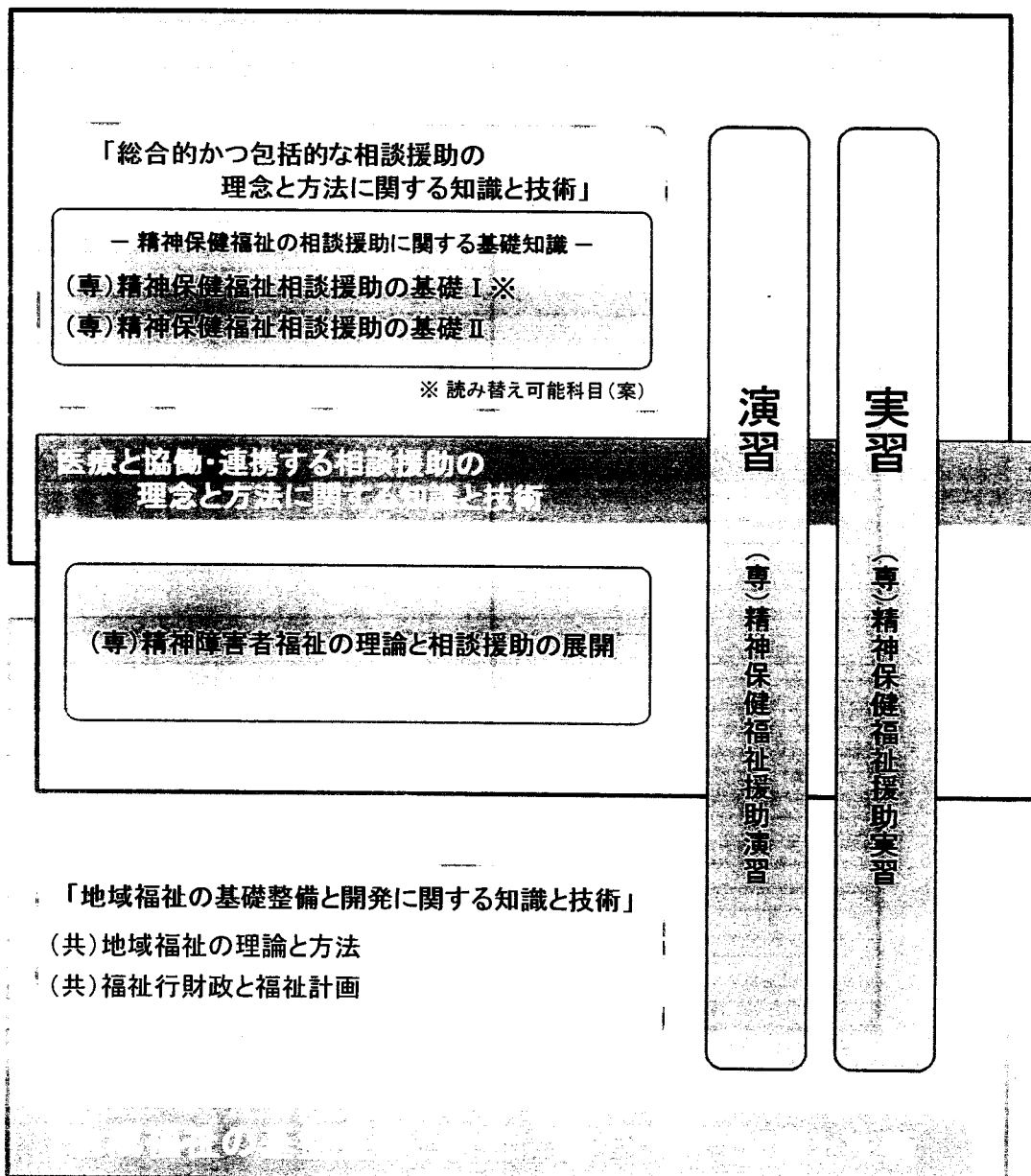
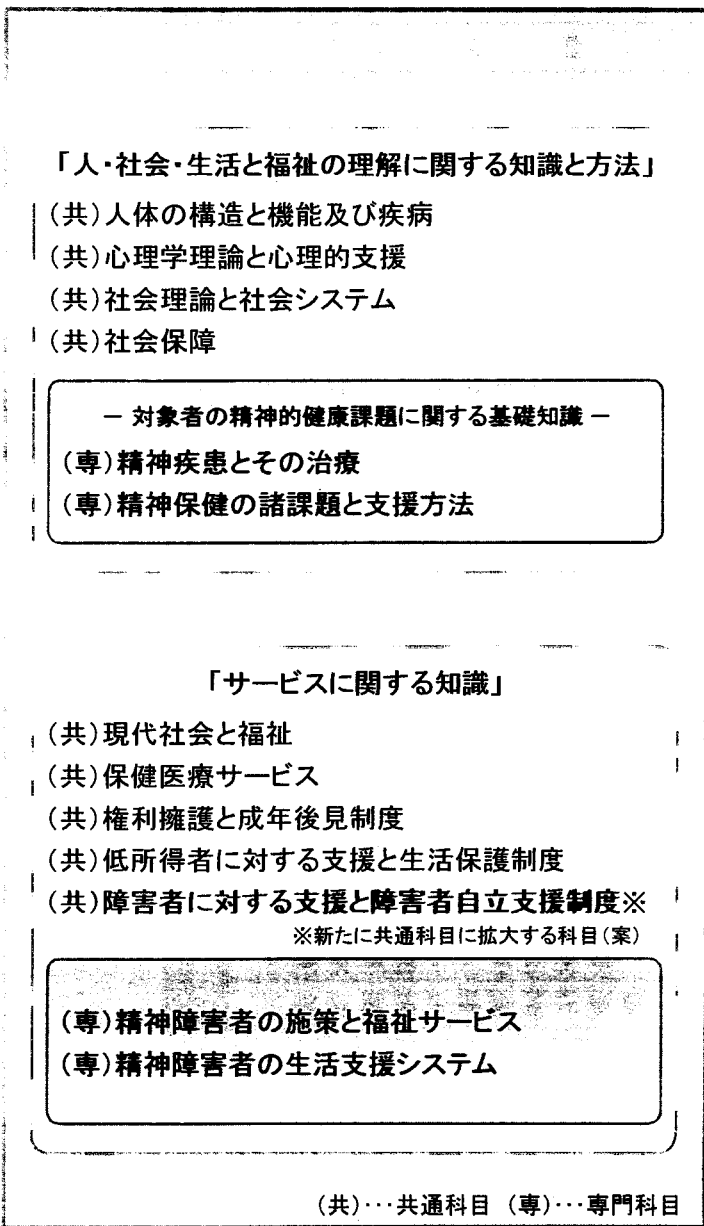
- 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するものとする。
- また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、一定の読替の範囲を設定することとする。

## 2. 専門科目の構成見直し(案)

現行科目	教育内容の充実	新科目(案)	①対象者の精神的健康課題と支援方法の理解に関する科目
精神医学(60)	教育内容の充実	1. 精神疾患とその治療(60)	②精神保健福祉士の相談援助の基盤となる知識・技術に関する科目
精神保健学(60)	教育内容の再編	2. 精神保健の諸課題と支援方法(60)	③精神障害者に対する相談援助の知識・技術として精神保健福祉士教育の中核となる科目
精神保健福祉援助技術総論(60)	教育内容の統合・充実 (知識・技術と理論)	3. 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ(30)※ 4. 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ(30)	④精神障害者の施策と各種サービスに関する科目
精神保健福祉援助技術各論(60)	教育内容の統合・充実	5. 精神障害者福祉の理論と相談援助の展開(45)	障害者福祉制度と障害者自立支援法の基本的理解に関する教育
精神福祉バリエーション学(60)	教育内容の再編 精神障害者福祉に関する教育内容を3科目に分けて内容を充実	6. 精神障害者の施策と福祉サービス(45) 7. 精神障害者の生活支援システム(30)	障害者に対する支援と障害者自立支援制度(30) 新たに共通科目として拡大する科目(案)
精神保健福祉論(90)			
専門科目合計 390時間		専門科目合計 390時間(420時間) ※…読み替え可能科目(案)	

# 「精神保健福祉士教育カリキュラムの基本的枠組みのイメージ図(案)」

－ 社会福祉士教育カリキュラムの基本的枠組み及び科目群に照らし合わせて －



### 3. 新教育カリキュラムの全体像(案)

共通科目 (420h)		時間数
人体の構造と機能及び疾病		30
心理学理論と心理的支援		30
社会理論と社会システム		30
現代社会と福祉		60
地域福祉の理論と方法		60
社会保障		60
低所得者に対する支援と生活保護制度		30
福祉行財政と福祉計画		30
保健医療サービス		30
権利擁護と成年後見制度		30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度※1		30
専門科目 (390h)		時間数
精神疾患とその治療		60
精神保健の諸課題と支援方法		60
精神保健福祉相談援助の基盤 I※2		30
精神保健福祉相談援助の基盤 II		30
精神障害者福祉の理論と相談援助の展開		135
精神障害者の施策と福祉サービス		45
精神障害者の生活支援システム		30
演習・実習 (390h)		時間数
精神保健福祉援助演習		90
精神保健福祉援助実習指導		90
精神保健福祉援助実習		210
合計		1,200

※1: 新たに共通科目に拡大する科目 ※2: 読み替え可能科目



# 「現行カリキュラム等と新カリキュラム(案)との比較」

…共通科目  
…専門科目(演習・実習を除く)

精神保健福祉士現行カリキュラム (H21.4～)

科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30
心理学理論と心理的支援	30
社会理論と社会システム	30
現代社会と福祉	60
地域福祉の理論と方法	60
福祉行政と福祉計画	30
社会保障	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	30
保健医療サービス	30
権利擁護と成年後見制度	30
精神医学	60
精神保健学	60
精神科リハビリテーション学	60
精神保健福祉論	90
精神保健福祉援助技術総論	60
精神保健福祉援助技術各論	60
精神保健福祉援助演習	60
精神保健福祉援助実習	270

合計時間数 1110

共通科目	390
専門科目	390
演習・実習	330

精神保健福祉士新カリキュラム(案)

科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30
心理学理論と心理的支援	30
社会理論と社会システム	30
現代社会と福祉	60
地域福祉の理論と方法	60
福祉行政と福祉計画	30
社会保障	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	30
保健医療サービス	30
権利擁護と成年後見制度	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
精神疾患とその治療	60
精神保健の諸課題と支援方法	60
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ※	30
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30
精神障害者福祉の理論と相談援助の展開	135
精神障害者の施策と福祉サービス	45
精神障害者の生活支援システム	30
精神保健福祉援助演習	90
精神保健福祉援助実習指導	90
精神保健福祉援助実習	210

合計時間数 1200

※読み替え可能科目(案)

共通科目	420
専門科目	390
演習・実習	390

(参考)

社会福祉士現行カリキュラム (H21.4～)

科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30
心理学理論と心理的支援	30
社会理論と社会システム	30
現代社会と福祉	60
地域福祉の理論と方法	60
福祉行政と福祉計画	30
社会保障	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	30
保健医療サービス	30
権利擁護と成年後見制度	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
就労支援サービス	15
更生保護制度	15
社会調査の基礎	30
相談援助の基盤と専門職	60
相談援助の理論と方法	120
福祉サービスの組織と経営	30
高齢者に対する支援と介護保険制度	60
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30
相談援助演習	150
相談援助実習指導	90
相談援助実習	180

合計時間数 1200

共通科目	390
・専門科目	390
演習・実習	420

※共通科目の拡大に伴い、社会福祉士カリキュラムについても【共通科目420時間】【専門科目360時間】に変更。

# 4. シラバスの内容と想定される教育内容の例(案)

※ 時間数については、一般養成施設の場合

※ 共通科目については、平成21年4月より改正された社会福祉士のシラバス内容を掲載

専門  
科目

## 1. 精神疾患とその治療(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する。</li> <li>精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解する。</li> <li>精神保健福祉士が、精神科チーム医療の一員として関わる際に担うべき役割について理解する。</li> <li>精神医療・福祉との連携の重要性と精神保健福祉士がその際に担うべき役割について理解する。</li> </ul>	① 精神疾患総論(代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神医学、医療の歴史と現状</li> <li>○ 精神現象の生物学的基礎</li> <li>○ こころのモデル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳の構造</li> <li>・ 心の生物学的理解、精神分析から見た心</li> </ul>
	② 精神疾患の治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神障害の概念</li> <li>○ 精神疾患の成因と分類</li> <li>○ 代表的な疾患</li> <li>○ 精神症状と状態像</li> <li>○ 診断の手順と方法</li> <li>○ 身体的検査と心理的検査</li> <li>○ 精神科薬物療法</li> <li>○ 電気けいれん療法などの身体療法</li> <li>○ 精神療法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康、精神症状、精神疾患、精神疾患に由来する障害</li> <li>・ 三大分類、国際分類法</li> <li>・ 統合失調症、気分障害、ストレス関連障害、認知症、発達障害等</li> </ul>

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 精神科リハビリテーション	
		○ 環境・社会療法	
	③ 精神科医療機関の治療構造及び専門病棟	○ ささまざまな専門病棟	
	④ 精神科治療における人権擁護	○ 精神科治療と入院形態	・ 指定医、病棟特性、処遇
		○ インフォームド・コンセント	
		○ 隔離、拘束のあり方	
		○ 精神科救急医療システムとその対象	
		○ 移送制度による入院	
	⑤ 精神科病院におけるチーム医療と精神保健福祉士の役割	○ 報告、連絡、相談、カンファレンス等	
	⑥ 精神医療と福祉及び関連機関との間における連携の重要性	○ 治療への導入に向けた支援	
		○ 再発予防のための支援	
		○ 退院促進の支援	・ 集中的包括的ケアマネジメント(ACT)
		○ 医療観察法対象患者の支援	

## 2. 精神保健の課題と支援方法(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神の健康についての基本的考え方と精神保健学の役割について理解する。</li> <li>・ 現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実際及び精神保健福祉士の役割について理解する。</li> <li>・ 精神保健を維持、増進するために機能している、専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。</li> <li>・ 国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。</li> </ul>	<p>① 精神の健康と、精神の健康に関連する要因及び精神保健の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会構造の変化と新しい健康観</li> <li>○ 精神の健康、精神疾患、身体・精神疾患に由来する障害</li> <li>○ ライフサイクルと精神の健康</li> <li>○ 生活習慣と精神の健康</li> <li>○ ストレスと精神の健康</li> <li>○ 精神の健康に関する心的態度</li> <li>○ 予防の考え方</li> <li>○ さまざまな活動</li> <li>○ 精神保健活動の三つの対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高次脳機能障害</li> <li>・ 破綻の現れ方、燃え尽き、心の傷</li> <li>・ 否認、受容、回復</li> <li>・ カプランの考え方</li> <li>・ 老人保健</li> <li>・ 支持的精神保健</li> </ul>
	<p>② 精神保健の視点から見た家族の課題とアプローチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現代日本の家族の形態と機能</li> <li>○ 結婚生活と精神保健</li> <li>○ 育児や教育をめぐる精神保健</li> <li>○ 病気療養や介護をめぐる精神保健</li> <li>○ 社会的ひきこもりをめぐる精神保健</li> <li>○ 家庭内の問題を相談する機関</li> <li>○ 保健所等の精神保健福祉士の役割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非婚、DV</li> <li>・ 子育て不安、児童虐待</li> <li>・ 発達障害</li> <li>・ 家族の燃え尽き、高齢者虐待</li> </ul>

シラバスの内容		想定される教育内容の例		
ねらい	含まれるべき事項			
	③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ	○ 現代日本の学校教育と生徒児童の特徴	・ いじめ、学校における暴力、自殺 ・ 不登校、学級崩壊 ・ 非行問題(少年犯罪、薬物依存、10代の妊娠)等	
		○ 教員の精神保健		
		○ 関与する専門職と関係法規	・ 学校保健法など	
	④ 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ	○ 保健所等の精神保健福祉士の役割		
		○ 現代日本の労働環境		
		○ うつ病と過労自殺		
		○ 飲酒やギャンブルに関する問題		
		○ 心身症と生活習慣病		
		○ 職場内の問題を解決するための機関及び関係法規	・ 労働基準法、労働安全衛生法など	
	⑤ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ	○ 保健所等の精神保健福祉士の役割		
		○ 災害被災者、犯罪被害者の精神保健		
		○ ニートや貧困問題と精神保健		
		○ ホームレスと精神保健		
		○ 性同一性障害と精神保健		
	⑥ 精神保健に関する対策と精神保健福祉士の役割	○ 他文化に接することで生じる精神保健上の問題		
		○ アルコール問題に対する対策		

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 薬物依存対策	
		○ うつ病と自殺防止対策	
		○ 認知症高齢者に対する対策	
		○ 社会的ひきこもりに対する対策	
		○ 災害時の精神保健に対する対策	
	⑦ 地域精神保健に関する諸活動と精神保健に関する偏見・差別等の課題	○ 関係法規	・ 地域保健法、母子保健法など
		○ ネットワークづくり	
		○ 資源開発	
		○ 精神保健に関する調査	
		○ 精神保健に関わる人材育成	
		○ 国民の精神障害観	
		○ 施設コンフリクト	
	⑧ 精神保健に関する国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携	○ 国の機関とその役割	
		○ 精神保健に係る法規	
		○ 保健所の配置と精神保健に関する役割	
		○ 保健センターや保健福祉センターの役割	
		○ 学会や啓発団体	・ いのちの電話、アルコール問題、精神衛生会
		○ 主なセルフヘルプグループ	・ 家族会、当事者の会
	⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策	○ 世界の精神保健の実情	
		○ WHOなどの国際機関の活動	
		○ 諸外国の精神保健医療の実情	

### 3. 精神保健福祉相談援助の基盤 I (30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士の役割(総合的包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発を含む)と意義について理解する。</li> <li>社会福祉士の役割と意義について理解する。</li> <li>相談援助の概念と範囲について理解する。</li> <li>相談援助の理念について理解する。</li> </ul>	① 精神保健福祉士の役割と意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神保健福祉士法</li> <li>○ 精神保健福祉士の専門性</li> <li>○ 精神保健福祉士の専門職倫理と倫理的ジレンマ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制度見直しの背景</li> <li>・ 定義、義務</li> <li>・ その他</li> </ul>
	② 社会福祉士の役割と意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉士及び介護福祉士法</li> <li>○ 社会福祉士の専門性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本精神保健福祉士協会倫理綱領</li> <li>・ 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)倫理綱領</li> <li>・ 倫理的ジレンマ</li> <li>・ その他</li> </ul>
	③ 相談援助の概念と範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソーシャルワークに係る各種の国際定義</li> <li>○ 社会福祉士・精神保健福祉士が行うソーシャルワークの形成過程</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義</li> <li>・ その他</li> <li>・ 慈善組織活動</li> <li>・ セツルメント運動</li> <li>・ その他</li> </ul>
	④ 相談援助の理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権尊重</li> <li>○ 社会正義</li> <li>○ 利用者本位</li> <li>○ 尊厳の保持</li> <li>○ 権利擁護</li> <li>○ 自立支援</li> <li>○ 社会的包摂</li> <li>○ ノーマライゼーション</li> </ul>	

# 4. 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ (30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者を対象とした相談援助活動の基本的考え方と相談援助技術の概要について理解する</li> <li>精神障害者の相談援助に係る専門職の概念と範囲について理解する</li> <li>精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する</li> <li>総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する</li> </ul>	① 精神障害者を対象とした相談援助活動の基本的考え方と相談援助技術の概要	○ 精神障害者を対象とした相談援助活動の目的・価値・意義・内容・原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的, 価値, 意義, 内容, 原則</li> <li>その他</li> </ul>
		○ 相談援助技術の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談援助に関する概念の整理</li> <li>個別に相談援助する技術</li> <li>集団を活用した相談援助技術</li> <li>地域を基盤に置いた相談援助技術</li> <li>その他</li> </ul>
	② 相談援助に係わる専門職(精神科病院、精神科診療所を含む)の概念と範囲	○ 医療機関(精神科病院、精神科診療所を含める)における専門職	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、薬剤師、看護師、作業療法士、理学療法士、臨床心理技術者、管理栄養士</li> <li>その他</li> </ul>
		○ 福祉行政・関連行政機関等における専門職	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司</li> <li>保健所の医師、保健師、作業療法士</li> <li>保護観察所の社会復帰調整官</li> <li>労働行政機関等の障害者職業カウンセラー、職場適応援助者(ジョブコーチ)等</li> <li>その他</li> </ul>
	○ 民間の施設・組織における専門職	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設長、生活指導員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員</li> <li>相談支援専門員、サービス管理責任者、居宅介護従事者</li> <li>その他</li> </ul>	



シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲	○ 相談援助における権利擁護の概念と範囲	・ 自己決定、意思決定能力 ・ 権利擁護システム
		○ 精神障害者の人権擁護と精神保健福祉士の役割	
	④ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	○ ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な援助の意義と内容	
		○ ジェネラリストの視点に基づく多職種連携(チームアプローチ)の意義と内容	